

宮城県防災会議 会議録

平成26年2月28日作成

1 会議名 宮城県防災会議

2 開催日時 平成26年2月5日(水) 午後1時30分から午後2時15分

3 開催場所 県庁 行政庁舎 2階 講堂

4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者11名》

5 概要 以下のとおり

(1) 開 会 (危機対策課：千葉副参事兼課長補佐 (総括担当))

(2) あいさつ (会長：村井知事)

(3) 議 題 (議長：村井知事)

① 宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正(案)について

資料1に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)

意見なし・了承

② 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正(案)について

資料2に基づき説明(説明者：阿部原子力安全対策課長)

意見なし・了承

③ 宮城県地域防災計画〔資料編〕の修正について

資料3-1・資料3-2に基づき説明(説明者：山内危機対策課長, 阿部原子力安全対策課長)

意見なし・了承

(4) その他

① 東日本大震災の検証記録事業について

資料4に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)

② 宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて

資料5に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)

③ 災害等の発生状況について

資料6に基づき説明(説明者：山内危機対策課長)

④ 宮城県広域防災拠点基本構想・計画について

資料7-1・資料7-2に基づき説明(説明者：千葉震災復興政策課長)

(5) 閉 会 (危機対策課：千葉章 副参事兼課長補佐 (総括担当))

1 開会

(司会：千葉危機対策課副参事兼課長補佐)

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日、司会進行をつとめさせていただきます宮城県防災会議事務局 総務部危機対策課副参事兼課長補佐の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまから「宮城県防災会議」を開催させていただきます。

なお、本会議は、情報公開条例の規定に基づき、公開することとなっております。本日は11名の方が傍聴しておりますことを申し添えます。

それでは、まず始めに、宮城県防災会議会長であります村井知事からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ (会長：村井知事)

皆さんこんにちは。宮城県防災会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、防災会議の委員の皆様方には、お寒い中、また、お忙しい中をご参集いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから、本県の防災対策の推進にあたりまして、それぞれのお立場から格別のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

さて、本県に大きな被害をもたらしました東日本大震災から、まもなく3年を迎えようとしております。沿岸部を中心に、今なお約9万人もの方々が仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされており、また、経済活動基盤の回復につきましても、まだまだ課題を抱えた状況にはありますが、こうした中におきましても、今年度末までに災害廃棄物の処理が完了する見込みとなるなど、復旧・復興への歩みは着実に進んでおります。

宮城県震災復興計画の再生期が始まる今年、県としては、被災者の生活の再生に向けた施設の復旧や復興まちづくりに一層スピードを上げるとともに、創造的な復興に向け、将来を見据えた課題解決にも果敢にチャレンジしてまいり所存でございます。

一方、こうした復興の取組と併せて、引き続き、防災対策をしっかりと推進していく必要がございます。自然災害の発生を完全に防ぐことはできませんが、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本に、防災関係機関をはじめ、県民、事業者など、それぞれの主体が減災のための備えを実践し、対策を推進していかなければならないと考えております。

このような本県の防災対策の根幹をなすのが「宮城県地域防災計画」であります。

この地域防災計画につきましては、東日本大震災の教訓や、国の「防災基本計画」の見直しを踏まえ、昨年度、大幅な修正を行ったところでありますが、今年度におきましても、災害対策基本法をはじめとする関係法令の改正等を受け、各防災関係機関のご協力をいただきながら、引き続き修正作業を進め、本日、修正案をお諮りする運びとなったところでございます。

本日は、この地域防災計画の修正案のほか、防災に関連する各種のご報告も申し上げますので、委員の皆様から、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

結びに、県民一人ひとりの生命、身体、財産を守ること、という県政の最重要課題に、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日は最後までよろしくお願いいたします。

3 議題

(司会)

議事に入ります前に、本日お手元に配付しております資料のご確認をお願いします。

<資料の一覧について確認>

よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入りますが、議事の進行につきましては、村井知事に議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

<異議なし>

ありがとうございます。それでは、村井知事よろしく願いいたします。

(議長：村井知事)

それでは、暫時進行役を務めます。

まず、議題(1)の宮城県地域防災計画の修正(案)について、事務局から説明してください。

(山内危機対策課長)

県危機対策課長の山内と申します。座って説明させていただきます。

それでは、議題(1)、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正(案)について、ご説明申し上げます。お手元の、青色表紙の「資料1」をご覧ください。

まず、1ページをお開き願います。「1 修正の経緯」につきまして、概要図でまとめてございます。

県地域防災計画につきましては、昨年度に、従来の「震災対策編」を「地震災害対策編」と「津波災害対策編」の2編に分割するほか、全面的に見直しを行っております。

今年度に入りまして、点線から下の中ほどをご覧ください、25年6月に「災害対策基本法 第2弾改正」との矢印がございます。昨年度の「第1弾改正」の際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた「避難の概念の明確化」や「被災者支援」などの諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告も踏まえまして、さらなる改正が行われたものでございます。この改正を受け、先ごろ、1月17日に国の中央防災会議におきまして、防災基本計画の修正が行われております。

今回の地域防災計画の修正は、概要図の右3分の1の赤枠部分になりますが、主に、この災害対策基本法第2弾改正及び防災基本計画の修正の内容を反映させるほか、大規模災害からの復興に関する法律、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」などの法律や指針等を反映した修正案となっております。

2ページをご覧ください。次に、県地域防災計画修正の流れでございます。昨年の2月1日に開催されました宮城県防災会議において、平成25年度の地域防災計画の修正につきましては、継続して修正作業を進めていくことで承認いただいておりますので、年度当初から事務局において、素案の作成、各防災関係機関の修正意見の反映等の作業を繰り返してまいりました。去る1月20日に開催しました防災会議幹事会におきまして、計画の修正原案を審議し、承認を得ているところでございます。その上で本日の地域防災計画の修正案をお示ししております。

3ページをお開きください。「2 修正方針」についてご説明申し上げます。今回の修正の大きな部分は、①、先ほど申し上げました「災害対策基本法等の一部を改正する法律」及び修正防災基本計画の反映によ

るものでございます。

この災害対策基本法改正等によるもののほか、②として、「各分野における防災に関する法令・計画・指針等の反映」がございませう。災害対策基本法の一部改正と同時に、「大規模災害からの復興に関する法律」が新たに制定されました。また、昨年度の地域防災計画修正以降、気象業務法、水防法などの法令改正が行われたほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」「大規模火山災害対策への提言」等、各分野において、防災に関する計画や指針等が示されております。これらについて計画の該当箇所に反映いたします。

これらの修正方針を踏まえて、下の枠囲いにあります(1)から(4)の内容で修正を行うことといたします。

4ページをお開き願います。ここから、「3 修正の概要」についてご説明申し上げます。地域防災計画の地震編、津波編、風水害編、それぞれの修正後につきましては、お手元の資料のうちファイルに綴りこんでおります資料8のとおりでございますけれども、修正箇所・項目は多岐にわたっておりますことから、今ご覧いただいております資料1によりまして、今回の修正の概要を説明させていただきます。

まず、「(1) 平素からの防災への取組の強化」でございます。「基本理念の反映」としましては、平成25年6月の災害対策基本法第2弾改正で、「減災の考え方」「自助・共助・公助」等の「基本理念」が法律に明確に記載され、それを受けて防災基本計画に「基本理念」が盛り込まれました。本県の地域防災計画では、昨年度の大幅修正において既に「基本方針」として大部分の事項を記載済みでありますことから、必要な箇所について部分的に修正を行うものです。

なお、括弧書き () につきましては、必要に応じて新旧を参照できるよう、それぞれの編の該当する章・節を記載しております。

続きまして、「地区防災計画」でございます。自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の居住者や事業所からの提案があった場合、コミュニティレベルの計画である「地区防災計画」を、市町村地域防災計画において定めることが可能となりました。このことを踏まえて、県地域防災計画第2章の「自主防災組織の育成」の節に、この「地区防災計画」の規定を追加し、節の名前を「地域における防災体制」に変更するものでございます。

「各主体の責務」としましては、地位の住民、企業、ボランティア、関係団体等、多様な主体が協働して災害対策に取り組むよう、各主体の責務が明確化されました。本県の地域防災計画では、「基本理念」と同様、昨年度の修正で概ね盛り込んでいることから、「災害応急対策に関する事業者における事業活動継続の努力」など、必要な箇所の修正を行うものです。

5ページをお開き願います。「(2) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」として、いざ災害が発生した場合の避難に関する事項をまとめてございます。

「指定緊急避難場所の指定」につきましては、一定期間滞在する避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設・場所を「指定緊急避難場所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことを踏まえ、従来の計画において「避難場所」としていた記載を修正するものでございます。

「安全確保措置」につきましては、一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」が法律上位置づけられたことを踏まえて修正するものです。

「避難勧告・避難指示に関する市町村への助言」につきましては、市町村長の適時適切な避難指示等の発令を支援するために国・県から市町村への助言を行う規定が整備されたことを踏まえて追加するものでございます。

「避難行動要支援者名簿の作成」につきましては、高齢者や障害者など特に配慮を要する者のうち、避難について特に支援を要する者に関する名簿の作成及び利用制度が創設されたことを踏まえて追加するものでございます。

6ページをご覧ください。「(3) 被災者保護対策の改善」といたしまして、避難した後、避難所での避難生活や、被災者の生活再建支援に向けた事項をまとめてございます。

「指定避難所の指定」につきましては、生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するよう規定されたことから、従来「避難所」としていた記載を修正するものでございます。

「被災者の運送の要請」につきましては、円滑な避難実施のため、指定公共機関等に対し、被災者の運送を要請する規定が整備されたことを踏まえて追加するものでございます。

「避難所における生活環境の整備等」としましては、避難所の環境整備及び避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が努力義務化されたことを踏まえて、昨年度で既に大部分を修正済みでございますが、必要な箇所について修正するものでございます。

「安否情報の提供」につきましては、被災自治体において安否情報の回答が可能となるよう根拠が明確化されたことを踏まえて追加するものです。

「罹災証明書の交付」につきましては、従来から各市町村で発行してまいりましたが、改めて法的な根拠が設けられたものであります。

「被災者台帳の作成」につきましては、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約した「被災者台帳」の作成制度が創設されたことを踏まえて追加するものです。

7ページをお開きください。「(4) その他」として、これまでに説明した項目のほか、今回の修正で反映した項目をまとめてございます。

「要配慮者」「避難行動要支援者」についてですが、高齢者や障害者など災害時に特別な配慮や支援を要する方につきましては、従来から「災害時要援護者」という言葉で計画に対策を掲げてまいりました。今回の改正法対法等において、これら特に配慮を要する者を「要配慮者」と、さらに、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と法律上規定されました。このことを踏まえ、従来の「災害時要援護者」の用語を修正するものでございます。以上が今回の法対法改正等に係る修正の主なものでございます。

次に、「各機関の役割と業務大綱」につきましては、今回の計画修正に当たり、各防災関係機関に照会した結果、防災業務計画の見直しが行われたものについて反映するものです。

「特別警報」につきましては、25年5月改正の気象業務法において、従来の「警報」の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合に発表される「特別警報」が新たに規定されたことを踏まえ、関連する箇所について修正するものでございます。

「男女共同参画の視点の反映」につきましては、25年5月に内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が示されておりますが、本県の地域防災計画では、昨年度の大幅修正において、既に相当の内容を記載済みでありますことから、必要な箇所について部分的に追加を行うものです。

「多様な主体の参画による水防体制の充実」につきましては、25年6月改正の水防法において、水防計画に基づく河川管理者の水防への協力、浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設や大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進、水防協力団体の指定対象拡大などが規定されたことを踏まえて修正するものです。

「大規模火山災害対策の強化」につきましては、25年5月に広域的な火山防災対策に係る検討会が公表した「大規模火山災害対策への提言」において、国と自治体が協力して取り組むべき事項として、大規模火山災害に備えた監視体制・調査研究体制と人材の育成などが提言されたことを踏まえて追加するものでございます。

「広域防災拠点の整備」につきましては、広域防災拠点の整備について、現在、県として検討を進めておりますことから追加するものです。この件につきましては、議事後、「4 その他」において、現在の検討状況をご報告申し上げます。

以上が、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕の修正案の概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(議長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

また、どの所属かについても先に名乗っていただきたいと思っております。

<質問等なし>

よろしいでしょうか。それでは、ご異議がないようでございますので、原案のとおり決定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、議題(2)宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正案について、事務局から説明をお願いします。

(阿部原子力安全対策課長)

原子力安全対策課の阿部と申します。宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料2をご用意ください。1枚捲っていただき、1ページからご説明させていただきます。

昨年度の修正と経緯・概要でございます。一番上に枠で囲ってございますところが、昨年度の主な修正の経緯でございます。

昨年度は皆様ご存じのとおり、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力規制委員会の設立など、原子力を取り巻く状況が大きく変化いたしました。特に、原子力災害対策の枠組みを規定する「原子力災害対策指針」が策定されましたことから、昨年度は原子力防災部会や防災会議幹事会議を経て、平成25年2月1日の本会議において、原子力災害対策編の修正をご承認いただいたところでございます。

改めて、昨年度の修正内容についてもご説明をさせていただきます。

このページの左側に青枠白抜き文字で強調させていただいておりますが、一つ目は、①としまして、原子力災害対策重点区域の導入でございます。従来は、原子力発電所から概ね10キロメートルを防災対策重点地域、いわゆるEPZとして原子力災害対策を準備しておりましたが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、新たに原発から5キロメートルを予防的防護措置準備区域、PAZといいますけれども、放射

性物質放出前に防護措置を迅速に準備する区域といたしました。

また、その外側の30キロメートルを緊急時防護措置準備区域、UPZとし、放射線による確率的影響のリスクを最小限に抑えるための防護措置をあらかじめ準備する区域としております。

二つめは、このページの右側の方に記載しておりますが、防護措置に係る新しい判断基準を導入したことです。放射線防護を行うための判断基準として、国際基準に基づく緊急時活動レベル「EAL」と運用上の介入レベル「OIL」という概念を導入しております。

従来は、発電所敷地境界の放射線量率などで判断しておりましたが、プラントの状況や周辺のモニタリングステーションの数値などに応じた防護措置をあらかじめ作っておくという考え方を導入したものでございます。

例えば、EALは、原子炉から放射性物質が放出される前の段階で、原子炉の水位があるところまで低下したとか、圧力がこれだけ上昇したという状況に応じまして、避難を開始するなどということをおあらかじめ決めたものでございます。

緊急性の低い順に、警戒事態、施設敷地緊急事態、そして全面緊急事態という3つの区分を設けており、EALによって原子力施設の状況がどの区分に該当するか判断することとなります。OILは、EALの次の段階でございまして、放射性物質が原子炉の外に放出されてしまった時にどのような防護措置を講ずるかというものであり、基本的には緊急時の放射線モニタリング結果等の数値によって防護措置の実施を判断するというところでございます。

以上が昨年度の修正状況でございます。

それでは、1ページめくっていただきまして、次のページをご覧くださいと思います。こちらには今年度の修正過程について記載しております。資料の中段にございますように、原子力災害対策指針の改正等、国の動向を踏まえ、関係市町と情報共有しながら、地域防災計画の修正案を作成して参りました。

その後、資料下段に記載しておりますが、昨年度と同様に「①関係機関への意見照会」を実施し、反映いたしました。また、今回の修正では、安定ヨウ素剤に関する事項が含まれておりますことから、医療関係者で構成される「②宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議」というものでも修正案へのご意見をいただいたところでございます。

さらにこれらの①、②をふまえた修正案について、関係市町の首長や学識経験者などで構成する「③原子力防災部会」でご審議をいただき、さらに「④防災会議幹事会議」でのご審議を経て、本日の修正案という形になってございます。

また、今後の予定ですが、本日修正案についてご承認いただけた場合は、すみやかに内閣総理大臣への報告を致したいと考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。ここからが本年度の主な修正内容についてでございます。ご説明をさせていただきます。

これからご説明させていただく修正内容や、関係機関から寄せられた意見、さらに、先ほどご説明致しましたこれまでの審議内容を反映した修正案につきましては、お手元の資料のうちファイルに綴りこんでおります「資料8 宮城県地域防災計画(案)」のとおりでございますが、本日は、この資料2にてその概要をご説明させていただきます。

原子力災害対策の枠組みを定める「原子力災害対策指針」が昨年度に引き続き改正されており、この改正状況を左上の青い枠で囲ってあるところにまとめてございます。

主な改正点は3つございます。安定ヨウ素剤の予防服用、緊急時モニタリング、そしてEALに関するものでございます。これらの内容については、右側の上の欄に緑の枠で示しましたとおり、本日ご審議いただきます地域防災計画の各章に反映してございます。

まず、EAL、緊急時活動レベルの修正についてでございます。資料の左下をご覧ください。

現状では、震度6弱以上の地震や大津波警報が発表された場合、「警戒事態」であると判断されることが規定されておりますが、原子力施設の状況に応じたEALについては、例示という形で記載されている状況でございました。

今回、原子力施設の状況に応じた警戒事態に該当するEALの枠組みについて、18分類を規定しております。各施設ごとのEALの細密化、例と致しましては、使用済燃料貯蔵プールを記載しておりますが、現行では、燃料集合体が露出する水位まで低下したら、全面緊急事態と判断をしておりましたが、今回の修正では、「一定の水位まで低下した場合」は警戒事態、「その水位が維持できなくなった場合」は施設敷地緊急事態、続いて「燃料集合体より2m上まで水位が低下した場合」は全面緊急事態というように詳細に規定しております。これらに加えまして、通信設備に関するEALの追加などを併せて実施し、計画を修正することとしております。これらは、資料8の4頁から6頁に具体的に記載しておりますので後ほどご覧いただければと思います。

次に、中ほどに記載しております、安定ヨウ素剤の予防服用体制に関する修正についてでございます。福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用を的確に行うため、新たな枠組みを導入しております。地図の形で示してございますが、原子力発電所の半径5キロのエリアにありますPAZでは、安定ヨウ素剤を事前に配布し、原子力緊急事態に至った場合に服用することとしており、また、その外側のUPZにつきましては、分散して備蓄するなど、緊急時に迅速に配布・服用が行えるよう準備をしておくことを規定しております。なお、緊急時においては、原子力規制委員会がその必要性を判断し、指示がされることとなっており、県や市町は、その指示のもとに住民への配布を行い、服用指示を伝達することとなります。

以上が安定ヨウ素剤に関する主な修正内容ですが、これに付随して事前配布を行う場合の説明会の開催や、副作用に関する医師からの説明などについて規定したほか、紛失等に備えた予備の備蓄、緊急時における副作用への対応などについても規定したところでございます。これらの内容については、先ほど触れました「宮城地区緊急被ばく医療ネットワーク会議」において、あらかじめ専門家の確認を受けております。

次に、資料の右下になりますが、「緊急時モニタリング体制」についても変更しております。OILが導入されたことに伴い、緊急時モニタリングの測定結果は、各種の防護活動を行う上で最も重要な情報と位置付けられました。このため、関係機関が役割を分担して緊急時モニタリングを実施することとなり、その統轄を国が設置いたします「緊急時モニタリングセンター」が担うこととなっております。県が従前より担っておりました緊急時モニタリングの役割は、この中で中心的な位置付けとなるため、今後新たに「緊急時モニタリング計画」を策定し、緊急時モニタリング体制を構築することとしております。

また、緊急時モニタリングは先ほどご説明した緊急事態区分やOILに基づき実施することとしており、警戒事態では、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げ前の段階から、県として「平常時モニタリングの強化と緊急時モニタリングの準備」を実施することとし、施設敷地緊急事態では「緊急時モニタリングセンターを立上げるとともに緊急時モニタリングを開始すること」を規定しております。全面緊急事態以降については、OILに基づく防護措置に必要な緊急時モニタリングを実施することとしております。これらの各段階に適切に対応するため、県現地本部に設置いたしますモニタリング班の立上げ時期の

整理を行うとともに緊急時モニタリングセンターとの連携についても規定しております。

以上が今回修正を行う主な内容です。次ページ以降は補足事項です。後ほどご覧いただければと思います。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(議長)

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

<質問等なし>

よろしいでしょうか。それではご異議がないようでございますので、原案のとおり決定させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして、議題(3)「宮城県地域防災計画に係る別冊資料の修正について」でございますが、〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕及び〔原子力災害対策編〕の資料編について、事務局から説明いたします。

(山内危機対策課長)

それでは私の方から地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編に係る資料編について、お手元の資料「3-1」をご覧ください。座って説明させていただきます。

県地域防災計画〔資料編〕につきましては、昨年度の計画本編の修正を踏まえまして、今年度当初より修正作業を開始してまいりました。各防災関係機関の協力を得まして、修正したものでございます。

資料編本冊につきましては、資料9のとおり厚い書類でございますが、後ほどご確認をお願いしたいと思います。修正の概要でございますが、計画本編との対応順に、分散していた資料の集約、災害時に有用となる資料の追加、時点修正の観点などから修正しております。修正・追加を行った主な資料につきましては、こちら資料3-1の中段の表のとおりでございます。

今後も適宜、本編の内容に合わせて見直しやデータの更新など必要な修正を行ってまいります。

なお、これらの資料編につきましては、緊急時の連絡先として個人の携帯電話番号など取扱注意の情報も含まれておりますことから、委員の皆様におかれましては、内部資料として取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

以上が、地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編に係る資料編の修正の概要でございます。

(阿部原子力安全対策課長)

続いて、原子力災害対策編に係る資料編について原子力安全対策課の阿部よりご説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。お手元の資料3-2をご覧くださいと思います。

「1 はじめに」に記載しておりますとおり、昨年度の本会議におきまして、原子力災害対策編の修正についてご承認いただいたことを受け、関係機関のご協力をいただきながら、資料10のとおり修正したものでございます。資料10につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

別冊資料の主な修正内容は、「原子力災害対策重点区域」が導入され、防災対策を準備する区域が拡大されたことに伴うものでございます。地図を含む資料など、追加にとどまらず、新規作成しているものもございまして。これらの資料の作成にあたりましては、この場にいらっしゃいます関係機関の皆様にも多大なご協力をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後の対応と致しましては、地域防災計画〔原子力災害対策編〕本編の修正について、先ほどご承認いただきましたので、修正後の計画を踏まえて、引き続き見直しやデータの更新などを行って参りたいと考えております。

以上が原子力災害対策編に係る資料編の修正の概要でございます。

(議長)

ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

<質問等なし>

よろしいですか。それでは、ご異議がないようでございますので、ただいまの別冊資料の修正については、決定をさせていただきます。

以上で、予定されておりました議事を終えましたので、ここで進行を事務局にお返しいたします。ご協力、誠にありがとうございました。

(司会)

続きまして、「4 その他」についてですが、事務局から4点ほどご報告がございます。まず、(1) 東日本大震災の検証記録事業について、(2) 宮城県津波対策ガイドラインの見直しについて、(3) 災害の発生状況について、危機対策課山内課長から報告願います。

(山内危機対策課長)

それでは、「その他」の事項として私から3点報告させていただきます。

まず最初に、「東日本大震災の検証記録事業」につきましてご報告させていただきます。資料4-1をご覧ください。

本事業は、震災の教訓を後世に残し、県民の防災意識の向上を図るとともに、今後、本県の防災対策及び他自治体において災害対応の基礎資料として活用を図ることを目的として、被害状況をはじめ発災からおおむね1年間における県や市町村、消防など関係機関等の応急・復旧対応の記録や教訓等について、宮城県として東日本大震災検証記録誌として取りまとめているものでございます。

昨年度から3年をかけまして、関係機関のヒアリング調査等を行うとともに、県防災会議の検証記録専門部会において、検討・検証を進めております。本年度に記録誌の中間報告、来年度に冊子として最終的に取りまとめるものでございますが、今回、1月14日の同専門部会において中間報告を取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

資料4-1の右側、赤い囲みでお示ししておりますが、今回の中間報告では、第1章「東日本大震災の概要と特徴」から第4章「応急・復旧対策」までを掲載し、県、市町村、消防機関を中心に、資料4-1の中央に記載してございます項目について、その災害対応と教訓を取りまとめてございます。

皆様には、中間報告の概要版をお配りしておりますが、中間報告の本編及び概要版につきましては、2月末には県のホームページに掲載するとともに、引き続き最終的な記録誌の取りまとめに向けまして、関係機関等のご協力をいただきながら、調査、検討を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、宮城県津波対策ガイドラインの見直しについてご報告させていただきます。資料5をご覧ください。従来の宮城県津波対策ガイドラインは、平成14年10月に、学識経験者、国、沿岸市町、沿岸消防

本部及び地元関係機関の参加を得まして、今村文彦東北大学教授を会長とした「宮城県津波対策連絡協議会」を発足し、ハード・ソフト両面の津波対策について平成15年12月に策定してございます。

その後、東日本大震災の発生を受け、平成24年3月にガイドラインの一部を見直し、被災市町がまちづくりを計画する上で必要となるハード対策について「津波避難のための施設整備指針」を定めたところでございます。

今回は、津波襲来時に住民等が円滑な避難を可能とするためのソフト対策について整理し、「避難方法は、まずは従来どおり原則徒歩を徹底いたしまして、避難行動要支援者の存在などにより自動車での避難を検討せざるを得ない場合には、地域の実情に応じて自動車を利用した避難を検討すること」や「避難広報や避難誘導、水門・陸閘等の閉鎖に従事する職員や消防職団員、民生委員などの安全確保について留意すべきこと」などについて明記し、沿岸市町や各地域で策定する津波避難計画の指針として見直したものでございます。

なお、皆様にはガイドラインの概要版をお配りしておりますが、本編につきましては、準備が整い次第県ホームページ上に掲載することといたしておりますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、平成25年の災害等の発生状況についてご報告させていただきます。資料6をご覧ください。

防災会議の規程では、「会長は、防災会議の事務を先決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。」と定めておりますことから、報告するものでございます。

防災会議の事務のうち、「災害に関する情報収集」につきましては、資料6のとおり、前回の平成25年2月の防災会議以降に被害が発生した災害として合計12件、内訳といたしまして、地震が2件、風水害10件となっております。特に、7月26日の大雨洪水では、農林水産施設に甚大な被害が生じてございます。

また、本日は資料は特に用意しておりませんが、「市町村地域防災計画の作成又は修正に係る知事への意見具申」につきましては、平成24年度は0件となっております。私からの報告は以上でございます。

(司会)

ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

<質問等なし>

よろしいでしょうか。それでは次に、(4) 宮城県広域防災拠点基本構想・計画について、震災復興政策課の千葉課長から報告お願いたします。

(千葉震災復興政策課長)

震災復興政策課の千葉でございます。宮城県広域防災拠点基本構想・計画についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。資料7-1と7-2を配布しておりますが、資料7-1に基づいて説明をいたします。

宮城県では、東日本大震災の災害対応の教訓を踏まえ、仙台市宮城野原地区に「広域防災拠点」を整備することとし、関係者と連携して事業を進めております。この基本構想・計画は、昨年の6月から11月にかけて、東北大学災害科学国際研究所の佐藤健教授を委員長とする「宮城県広域防災拠点整備検討会議」において検討された調査報告書を踏まえ、広域防災拠点の在り方や導入機能などの考え方をとりまとめたものであります。

まず、左上になりますが、「広域防災拠点整備の基本方針」についてであります。広域防災拠点の整備に当たっては、「県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点として、県内被災地の災害対応を広域的に支援すること。」など、左上に記載した3点を基本方針といたしております。

次に、「基本的な考え方」についてであります。広域防災拠点は、「市町村が行う防災活動を強力に支援するための拠点」であるとともに、「災害の規模や発生場所等に応じ、活動拠点と後方支援拠点の機能を使い分け、または同時に発揮する拠点」と位置付けております。

また、隣接する仙台医療センターとの連携を進め、災害医療拠点としての展開を図ってまいります。

次に、「導入機能」についてであります。一番左側の下になっておりますが、主な導入機能は、広域支援部隊の一時集結、ベースキャンプ、負傷者等の緊急輸送、救援物資の集積・配分などとしており、これらの機能を発揮するため、ヘリポートや野営場など、左下の表に記載した施設を整備いたします。

次に、「土地利用計画」についてであります。右側の図のとおり3パターンの配置計画をお示ししております。これらは、必要な施設規模から想定されるイメージであり、今後、設計等を行う中で、これらを基に具体的な配置計画を検討してまいります。

次に、「平常時の活用方法」についてであります。平常時の活用方法としましては、都市公園として県民がリフレッシュできる場とするとともに、次世代への防災教育の場としても活用してまいりたいと考えております。

次に、「整備スケジュール」についてであります。広域防災拠点の中核として新たに整備するエリアは、日本貨物鉄道株式会社の「仙台貨物ターミナル駅」があり、現在、同社との間で、移転に向けた協議を進めているところでございます。

スケジュールといたしましては、同社との協議が整い、貨物駅の移転及び土地の引き渡しがなされた後、3年から4年程度で広域防災拠点を整備する予定としております。

この事業は、宮城県の大規模災害に対する対応力向上に不可欠な事業であり、「創造的な復興」に向けた主要な事業となるものであります。今後、具体的に事業に着手していくこととなりますが、この推進に当たりましては、本日ご臨席の皆様のご協力をお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

(司会)

ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

<質問等なし>

よろしいでしょうか。それでは、「その他」について、皆様から何かございますでしょうか。

<なし>

それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「宮城県防災会議」の一切を終了いたします。

本日はありがとうございました。

以上